

## 第 6 回 うらりカップ城ヶ島ヨットレース

### 通 告 - 2

帆走指示書(SI)に以下を追加する。

#### 【追加】

#### 24. 審問要求

- 24.1 抗議は、RRS61 に従って自身の抗議の意思を当該艇に対して伝える(赤色旗の掲揚を含む)と共にフィニッシュ時にその意思と相手艇名を本部船 (コース短縮の場合は S 旗を掲揚した運営船)に告げ、自艇のフィニッシュ後 1 時間以内に所定の審問要求書をレース本部にメールにて提出すること。提出はメール送信或いは持参のいずれでも構わない。  
尚、プロテスト委員会は、もっともな理由がある場合には、その時刻を延長する場合もある。  
リタイア艇については、本部船への伝達は省略することを許され、リタイア後 1 時間以内に審問要求書をレース本部に提出するものとする。
- 24.2 救済の要求は、所定の審問要求書にその旨を記入し、自艇のフィニッシュ後(リタイア艇については、リタイア後)1 時間以内にレース本部にメールにて提出すること。提出はメール送信或いは持参のいずれでも構わない。
- 24.3 審問は原則、対面で開催されるがリモート会議ツールによる参加も可能とする。  
開始の時間、場所、会議 URL については公式掲示板(WEB)に掲示される。加えて、必要に応じて当事者に電話連絡する場合がある。

－以上－

2024 年 10 月 17 日  
うらりカップ城ヶ島ヨットレース  
レース委員会